

予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 65 号

予算規則の一部を改正する規則

予算規則（昭和 39 年岩手県規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

様式中次の表の左欄に掲げる字句（同表の中欄に掲げる様式に限る。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に改める。

地方振興局	様式第 1 号、様式第 1 号の 2、様式第 2 号及び様式第 3 号	広域振興局等
調整手当	様式第 1 号の 4 及び様式第 3 号	地域手当

改正前	改正後
<p>(予算編成方針の通知)</p> <p>第 4 条 毎年度の予算編成方針は、前年度の 10 月 20 日までに部局長、<u>地方振興局長</u>、<u>医療局長及び企業局長</u>（以下「部局長等」という。）に通知するものとする。</p> <p>(予算要求書等の作成及び提出)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 <u>地方振興局長</u>は、前条の予算編成方針に基づいて、毎年度前項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類を作成し、前年度の 11 月 25 日までに総務部長に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(補正予算等)</p> <p>第 8 条 予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、部局長及び<u>地方振興局長</u>にあつては補正予算要求書（様式第 3 号）を、<u>医療局長及び企業局長</u>にあつては補正予算の原案を作成し、指定された日までに総務部長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 総務部長は、補正予算要求書の提出があつたものについて予備費を充てることの決定があつたときは、その旨を部局長、<u>地方振興局長</u>及び出納長に通知しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <p><u>盛岡地方振興局</u> <u>花巻地方振興局</u> <u>北上地方振興局</u> <u>水沢地方振興局</u> <u>一関地方振興局</u> <u>千厩地方振興局</u> 大船渡地方振興局 <u>遠野地方振興局</u> 釜石地方振興局 [略] 岩手県立杜陵学園 <u>岩手県工業技術集積支援センター</u> <u>岩手県工業技術センター</u> 岩手県先端科学技術研究センター [略] 岩手県消防学校 <u>総務事務センター</u> 盛岡教育事務所</p>	<p>(予算編成方針の通知)</p> <p>第 4 条 毎年度の予算編成方針は、前年度の 10 月 20 日までに部局長、<u>広域振興局及び地方振興局</u>（以下「<u>広域振興局等</u>」という。）の長、<u>医療局長並びに企業局長</u>（以下「部局長等」という。）に通知するものとする。</p> <p>(予算要求書等の作成及び提出)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 <u>広域振興局等の長</u>は、前条の予算編成方針に基づいて、毎年度前項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類を作成し、前年度の 11 月 25 日までに総務部長に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(補正予算等)</p> <p>第 8 条 予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、部局長及び<u>広域振興局等の長</u>にあつては補正予算要求書（様式第 3 号）を、<u>医療局長及び企業局長</u>にあつては補正予算の原案を作成し、指定された日までに総務部長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 総務部長は、補正予算要求書の提出があつたものについて予備費を充てることの決定があつたときは、その旨を部局長、<u>広域振興局等の長</u>及び出納長に通知しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <p><u>盛岡地方振興局</u>  <u>県南広域振興局</u>  大船渡地方振興局  釜石地方振興局 [略] 岩手県立杜陵学園  岩手県先端科学技術研究センター [略] 岩手県消防学校  盛岡教育事務所</p>

[略]

水沢教育事務所

一関教育事務所

千厩教育事務所

大船渡教育事務所

遠野教育事務所

釜石教育事務所

[略]

岩手県立大東高等学校

岩手県立大原商業高等学校

岩手県立藤沢高等学校

[略]

奥州教育事務所

一関教育事務所

大船渡教育事務所

釜石教育事務所

[略]

岩手県立大東高等学校

岩手県立藤沢高等学校

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。